

令和7年度第2回京丹後市いじめ防止対策等専門委員会 会議録

- 1 開催日時：令和8年3月17日（火）19時00分～20時20分
- 2 開催場所：京丹後市役所大宮庁舎 4階 第3会議室（現地およびオンライン会議）

- 3 出席者：京丹後市いじめ防止対策等専門委員会

上田 誠（医療法人 上田医院・院長）

松田 美枝（京都文教大学地域協働研究教育センター・センター長）

竹村 洋子（医療法人竹村診療所・臨床心理士）

竺沙 知章（京都教育大学大学院連合教職実践研究科・副学長）

宮崎はるか（賢誠総合法律事務所・弁護士）

事務局：松本 明彦（京丹後市教育委員会 教育長）

川村 義輝（京丹後市教育委員会事務局 教育次長）

上羽 正行（京丹後市教育委員会事務局 学校教育課 課長）

小西 隆士（京丹後市教育委員会事務局 学校教育課 主幹兼指導主事）

片柳 弘司（京丹後市教育委員会事務局 学校教育課 主幹）

4 議 事

- （1）京丹後市のいじめの現状
- （2）令和7年度いじめ防止等のための取組結果
- （3）意見交流

- 5 公開又は非公開の別 公開

- 6 傍聴人の人数 0人

《議事経緯》

学校教育課長： 委員の先生方、こんばんは。定刻となりましたので、ただいまから令和 7 年度第 2 回となります京丹後市いじめ防止対策等専門委員会を開会させていただきます。私は本日の進行を務めます、京丹後市教育委員会事務局 学校教育課長の上羽と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは開会にあたりまして、松本教育長よりご挨拶を申し上げます。

松本教育長： 皆さん、こんばんは。年度末の大変お忙しい中、また夜の出にくい時間帯にご出席いただきまして本当にありがとうございます。

本日につきましては、第 2 回目のいじめ調査等の結果を基にした分析等についてのご意見をいただきたいと思います。また、例年進めておりますいじめ防止のための取り組みの中で、昨年度の途中から 1 人 1 台端末の中に相談アプリとして入れております「スタンドバイ」の利用状況や相談内容について、本年度は 4 月から 1 年間かけて相談を受けておりますので、そうした状況もお聞きいただきながら、忌憚のないご意見をいただけたらと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

学校教育課長： 次に、竺沙委員長から、開会のご挨拶をよろしくお願いいたします。

竺沙委員長： 皆さん、こんばんは。夜の時間にお集まりいただきましてありがとうございます。私は京丹後市の方で別の会議もありましたので、教育委員会の方から参加させていただいております。皆さんがたはそれぞれオンラインということで、対面とは少し勝手が違うところがございますけれども、率直にどんなことでも結構ですので、色々なご意見をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

学校教育課長： ありがとうございます。それでは本日の本委員会の開催についてご報告申し上げます。条例の定めにより、過半数の委員の皆様のご出席をいただいておりますので、本会は成立しておりますことを報告いたします。

続きまして、配布資料の確認を行います。

事務局 配布資料の確認

- ・資料 1 令和 7 年度京丹後市のいじめ調査（第 2 回）結果について

- ・資料 2 令和 7 年度いじめの防止等のための取組結果
- ・資料 3 令和 7 年度第 1 回京丹後市いじめ防止対策等専門委員会会議録
- ・資料 4 京丹後市いじめ防止等基本方針
- ・資料 5 京丹後市いじめ防止対策等専門委員会及び京丹後市いじめ問題調査委員会
に関する条例
- ・別紙資料 京丹後市 1 人 1 台端末匿名相談の状況について

学校教育課長： それでは、ここから竺沙委員長に議長として議事を進行していただきます。
よろしくをお願いします。

竺沙委員長： 委員の皆さま、議事がスムーズに進みますようご協力のほどよろしくお願い
いたします。

議事の進行については、まず、議事（１）と（２）について事務局から報
告をいただきます。

その後に質疑を行いたいと思います。そして続けて議事 3 の意見交流とい
うことで進めて参ります。今回も前回と同様に特別な事例の報告はございま
せんので、今年度のいじめについて京丹後市が取り組まれたことについて報
告をいただき、それについての意見交換ということになります。よろしくお
願いいたします。

それでは、議事（１）「京丹後市のいじめの現状」からご説明をお願いしま
す。

<事務局説明>

議事（１）京丹後市のいじめの現状

議事（２）令和 7 年度いじめ防止等のための取組結果

竺沙委員長： ありがとうございます。では、議事の 1 と 2 と分けてまずは質疑を行
いたいと思いますので、初めに京丹後市のいじめの現状の調査結果につしまし
て、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。どなたでも結構ですので、
手を挙げるなり反応していただけますと指名させていただきますのでよろし
くお願いいたします。いかがでしょうか。

松田委員お願いいたします。

松 田 委 員： ご説明ありがとうございました。認知と解消のところで、軽微でも何度も繰り返されるという丁寧なご報告があったと思うんですが、いじめと「いじり」の境界みたいな、子どもの方がそれを「いじめ行為」だと思っていなくて「いじり」だと言ってもいいみたいな感じだと何度も繰り返されるということもあると思うんですけれど、いじめられている側だけではなくていじっている側に対する「それはいじりでは済まない」というようなあたりの指導がどんな感じで行われているのかなということを少し思いました。

事 務 局： ありがとうございます。小学校のとくに低学年の子たちというのはなかなかその判断がしにくく、悪ふざけの中から嫌だと思った子どもが、「軽くぶつけられたり」とか「遊びのふりをして」というようなことについて、「いじり」や「いじめ」というとらえをするのは難しいように感じています。

年齢が上がるにつれて、「いじめ」か「いじり」かについて、自分自身がどう思うのかということが理解できる年齢になってくると思いますので、年齢によって認識というところが違うのかなと感じています。

ただ、周りの大人が発生する事象について今回のいじめ調査でなくても日々の行動の中から、誰かが嫌な思いしてるのではないかと思うようなことがあった場合については、その場で都度指導してもらっているケースは多々あります。

今回のいじめ調査の中で上がってきたものにつきましても、一定それぞれに聞き取りを行う中で、どんな状況があったのか、そしてそのことによって嫌な思いをしていることについては、加害側にも何がいけなかったのかという話もしながら指導しているということもありますので、聞き取りの中で感じたことを返してそこで学ばせるといいますか、一緒になって考える機会を設けているというような状況にあります。

竺沙委員長： 松田委員、よろしいでしょうか。

松 田 委 員： はい、ありがとうございます。

竺沙委員長： 他の委員の方、いかがでしょうか。上田委員お願いいたします。

上 田 委 員： いじめの問題というのは深刻なんですけども、不登校につながってしまうとその教育を受ける機会を喪失するということで、より問題は深刻じゃない

かと感じています。

小学生の場合、不登校というのは個々に発達の問題があるかもしれませんが、
けども、中学生になるとちょっとそういう問題ではなくなってくる可能性が、
いじめであるとか人間関係だとかが起点になってる場合が多いんじゃないか
と思うんですが、そこらあたりの分析というのは何かあるでしょうか。

事務局： ご質問いただきましてありがとうございます。まずいじめの調査結果から
は、先ほどもお話をさせていただいたとおり、子ども自身の思っていること、
困っているところを聞き取るということについて丁寧に行っています。

そして何より、今おっしゃられた通り、いじめによって不登校に繋がるの
は非常に重大なことだと思っておりますので、たとえば連続3日欠席があっ
た場合だとか、月に3日以上欠席があったという子どもの変化があったとき
には、必ず学校として担任も含めて子どもに話を聞いて、その子どもの困り
感であったり、それ以外の変化について敏感にとらえることの大切さを指導
させていただいています。

本人や保護者の方から話を聞く中で、人間関係のトラブルが起因している
場合は、それについての解消に向けた取り組みを行っていくということをさ
せていただいています。それが100%解消できているとはなかなか言いにく
いところではありますが、いじめによって不登校につながるものがあつては
いけないことだととらえておりますので、早期発見というところを大切にす
るように学校の方にも指示をしております。

上田委員： 早期発見はいいんですけども、実際に不登校になってしまうと問題の解決
の機会が失われがちになってますよね。そこらあたりに対する対応はどのよ
うにされているのでしょうか。

事務局： ありがとうございます。先ほど上田委員から言っていたとおり、学
習の機会を失うのは非常に大きなことではなかろうかと思います。

友達とのトラブルというところも含めてではあるのですが、子どもの学習
の機会を継続するというところでは、問題の解決と同時並行で、たとえばオ
ンラインでの学習であったり、別室での学習の機会であったりというところ
も同時に提案させてもらいながら、学校や教室に入りにくい子どもたちの安
心した学習のできる場の提供についても一緒に考えるというのも1つの方法

かなと思っています。

ただ、実際にいじめとして不登校に繋がるようなケースについては、まずはこういったことが行われているのかということのを即時に学校の方で情報を掴むことが重要な入口だととらえておりますので、そうした意味で本人への聞き取りもそうですし、周りの子たちについても何かしらの変化が起こることもあると思いますので、そうしたところでの情報収集も行っているというような状況でございます。

上 田 委 員： 一番気になりますのは、いじめだった場合にはその不登校となった被害者が教育機会を奪われるのが一番大きなリスクになっている。実はそういう場合、罰せられるべきはいじめている方じゃないかと。そこらあたり何か特別な配慮が必要じゃないかなと思うんですけど。そこらあたりはどのようにされていますか。

事 務 局： はい。やはり困難なケースについても年間を通して数件ございますので、学校だけでなかなか対応が難しくなることも中にはございます。学校からの相談ももちろん受けますし、場合によれば保護者さんからの相談というのもこれまでありましたので、教育委員会も間に入りながら、俯瞰的にとといいますか客観的に物事を整理しながら解決に向けての手だてというところも進めています。昨年度から私が担当させていただいてますが、この2年間の中でもございましたので、被害者の思いですとかその子どもの思いを汲み取るところもさせていただいているような状況がございます。

上 田 委 員： なかなか難しい。まずは不登校の子たち、中学生ですね、まずその子たちが学校に来るというのを最優先して、その上で障害となることを排除していくと良いのか。いろいろ聞いているといじめられた方が憶えているのだけど、いじめた方が忘れてしまうということがありますので、いじめた方に指導してもあまり意味がない。まず被害者であるいじめられた方をしっかりと、失われた機会をちゃんと取り戻してあげるという姿勢が必要じゃないかなと。ありがとうございました。

竺 沙 委 員 長： 調査結果で、家庭訪問での調査というのは学校を休んでいる子どもへの調査ですよ。そこでのいじめの訴えというのはなかったんでしょうか。

事 務 局： 家庭訪問において調査をする中で、いじめというような結果はございませ

んでした。欠席の要因についても確認ができております。

竺沙委員長： ありがとうございます。他はいかがでしょうか。では宮崎委員お願いいたします。

宮崎委員： ありがとうございます。家庭訪問をしたときにいじめ調査を先生が行ってくださるというのはすごいことだと思うのですが、子どもとのやりとりについてお聞きしたいというのと、もう1つは、このいじめの加害の人ですね、何か3ヶ月以内にまた再燃するというか、そういうときに何かやってはいけないということだけではなくて、この加害をしてしまう子どもが一体何に困っているのかを一緒に考えてもらおうと、問題に対してもう少し考えたり工夫ができるようになるのではと思います。いじめられる側の子どもたちへの支援と同時に、この繰り返しが無いようにするために、とくにいじめられた子どもにとっても加害をしている子どもが変わっていくというのはすごく希望が持てるというかそういうところがあると思うのですが、そのあたりの指導はどのようなになっているのかを教えていただけたらと思います。

事務局： ありがとうございます。家庭訪問でのということですが、いじめだけではなく様々な要因の中で学校に通いにくい子どもにお話を聞かせてもらえる機会があったり、また、先生とも出会えないようなお子さんもいらっしゃるのが現状です。家庭訪問で会えない子どもについては保護者を通じて子どもの状況把握というところをさせていただいております。

家庭訪問で担任と会えるようなケースにつきましては、日々の様々な困り感であったりだとかその時の頑張りであったりとか、または家庭での学習の支援も含め、様々なところで相談ができる関係性ができているため、そうした中で、日々の困っていることをいじめに限らず、聞かせていただくような状況がございます。

また、加害のところでのお話をいただいています。とくに小学校低学年から中学年にかけての子たちがどうしても繰り返しの状況になりやすい傾向がございます。被害を受けた子どもたちからもまた同じようにされて嫌だったと訴えてくれるような状況もあります。さきほど上田委員からもペナルティというようなお話もいただいておりますが、加害を繰り返す子ども自身が誰かにイライラをぶつけなければならないような心情や背景も把握しなが

ら、いじめに向かわないために、たとえばソーシャルスキルトレーニングなども取り入れながら、気持ちの出し方を学ぶことと、自分のつまずきを振り返って考えるような機会を設けさせていただいてもおります。何より家庭や保護者とも課題を共有しながら、それをクリアしていくために何ができるのかというところを一緒に考えさせてもらっているようなこともございます。

ここまでは問題が起こったときの対応の話をさせていただいているのですが、子どもたちが自分自身のありのままを出せる環境をどう作っていくのかということが非常に重要だと思っております、気持ちを出しにくい学級や学校の状況があるならば、学級経営のあり方を見直すとか、本年度とくに生徒会や児童会と一緒にあって色々な取り組みをする中で、取り組んで良かったと思えるようなことの積み重ねにおいて好事例も出てきているところもございますので、そうした日々の活動も大切にしていかなければならないなと思っております。

松本教育長： 補足をいたします。先ほどから家庭訪問等の話も出ておりますけれども、これも以前委員の皆さんからいただいて、実施率が96%とか95%だった時点がありまして、その段階では休んでいる子たちの中に重大ないじめとかの可能性が潜んでいるんじゃないかというご指摘も受けておりましたので、本当に家庭調査もしながらですね、外国に行っていて調査ができないというような子ども以外はすべて調査を行うように協力してもらっています。いじめが潜んでいないかというところを確実に把握するためにも丁寧な調査を行い、100%近い実施を求めているということで、こういう数字になっているところだと考えています。

また、先ほどから繰り返していじめを行う子どもについて、感情に問いかけて行う指導と、担当も言いましたように背景に発達特性があり、感情に訴えたのではなかなか響かない子どもたちにはソーシャルスキルのトレーニングとして実施するという個々に応じた側面での指導を両面でしていかないと個々にマッチする指導はできないんじゃないかなと思って進めているところでございます。

宮崎委員： ありがとうございます。こういう調査を行わなくても家庭に入れてくれているという感じがすごく大事で、本人が家庭から出られない場合でも協力

をしてもらえるというか、そういうこととしてもこういうことがすごく大事ではないかなと思います。そういうところで先生方が環境づくりだとか関わりにも生かされていくと良いなと感じました。ありがとうございました。

竺沙委員長： 宮崎委員、何かご質問ございませんでしょうか。

宮崎委員： 大丈夫です。今聞きたかったこと全部聞いていただき、大丈夫です。ありがとうございました。

竺沙委員長： それでしたら議事の2の方ですね、いじめ防止対策のための取り組み結果のところ、何かさらに詳しい情報とかご質問されたいところがありましたらよろしくお願いします。とくに端末での相談のところも丁寧に報告いただきましたので、それについて何かご質問がありましたらお願いしたいです。いかがでしょうか。では松田委員お願いいたします。

松田委員： 情報モラル研修の話があったと思うんですが、これは大人、委員会、児童生徒への研修でしょうか。

事務局： こちらの情報モラル指導者研修は先生を対象にしたもので、子どもたちが今どういったネット環境に置かれていて、こういうトラブルがあるというような事例を踏まえながら、その事例に対してどう対応していくかというような実践研修みたいな感じになります。情報モラルについては子どもの方がいろいろ知っていることがあり、大人の方が遅れてついていっているような感じもあるので、そうしたことを学ぶ機会として研修をさせてもらっているような状況です。

松田委員： そうすると実際に先生方が子どもたちに対してどういう指導をされているのでしょうか。

事務局： 先生については、平常時についてもこういったトラブルがあるのでという話はさせてもらうのですが、具体的なところについてはもう子どもたちがそのトラブルに陥ったときにどんな手段を用いて対応するのかということがメインになっているかなと思います。

子どもたちへのネットリテラシー教育については、専門の方に年に1回研修してもらってますので、もう少し大きな枠組みでの研修を子どもたちには一定継続して実施をしているような状況です。

竺沙委員長： 松田委員よろしいでしょうか。

松田委員： はい、ありがとうございます。ネットでの誹謗中傷とか、先ほど話題にありました動画を撮るんだとか。あと、今回は聞いてないんですけど、何か性的なことに使われるみたいな。

竺沙委員長： アンケートでもやっぱり動画撮られて嫌な気持ちになったというのが回答あったわけですね。それにはどういうふうに対応されているんでしょうか。

事務局： はい。やはり情報モラルの外部の講師を招いての中で、どのような被害に遭っていたりどのような状況にあるのかという、いわゆるストップをかけるような指導というところも行っていてその中で学ぶような機会もありますし、ただやはり日々の中で掴んだ情報については、先生方が学ばれたことも含めてどういったところに危険性があるかという指導で個別にも話をしたり、また場合によれば内容によっては学年であったり学級であったり広げて全体指導するというようなケースもございます。

今回も年末年始におきまして全国的に SNS への拡散ということがあったことにつきましては、各学校で必ず 3 学期中に情報モラルについて、様々な動画の扱いや指導の迫り方というのは学校の方に任せる部分ではございますが、実施して報告をするということで各校の方に指示はさせていただいています。

また、リテラシー教育というところでは、今 Google アカウント等の端末をやりとりする中でどのように効果的に活用ができるのかという教育につきまして、これはすべてではございませんが先進的に活用している学校につきましては、関係の会社から講演してもらいながら、どのようにアクセルを踏むのかとかハンドルを握るのかというような、どちらかといえば運用をどういうふうにすれば効果的に行えるのかというような学びの方も進め始めているところでございます。

竺沙委員長： ありがとうございます。他のことでご質問ないでしょうか。

はい、松田委員お願いいたします。

松田委員： 小中高校生の自殺の件数がまた増加してしまったという報道があったと思うのです。先ほどいじめ以外の相談も結構あるという話があったと思うんですけど、何かそういう、死んでしまいたいとか、あとは自傷行為の相談はいかがでしょうか。

事務局： ありがとうございます。この匿名相談の中で自殺をにおわすとか自傷行為

があつてというのはもう本当ごく一部に限られています。ただ、そうした行為のことを言わないにしろ、お話したいのだと言って相談に来られている中にそういった子どもが含まれているようなことも実は学校との連携の中ですでにとらえていて、相談の中ではそうしたことまでは言っていないんですけれども、匿名の中でつながれることによって「死にたい」との思いが軽減できているのではないかととらえているようなケースはあります。子どもたちの多くは、死にたいとか自傷してしまいそうだというようなことよりも、「私の話を聞いて欲しい」というような訴えで訪れていると思われしますので、そのような相談を軽い相談だとは決めつけずに丁寧に聞いていくってことを相談の受け手の皆で共有して取り組むように心がけております。

松 田 委 員： ここでは「軽度」って書いてあるのであんまり深刻なのはここではないということですね。

竺沙委員長： 松田委員よろしいでしょうか。

松 田 委 員： はい、ありがとうございます。つながりたい子が実は意識しているとか合意

しているとかいうことに成功しているのかなというので、非常に良いと思います。ありがとうございます。

竺沙委員長： 他いかがでしょうか。はい、上田委員お願いいたします。

上 田 委 員： さきほどネグレクトみたいなデータが上がってきたみたいな、あるんでしょうか。家庭の問題でしょうかね。

事 務 局： ネグレクトというよりは、どちらかというとヤングケアラーっぽい相談が多かったです。ただ低学年の小学校2年生とか3年生とかで自分の身の回りのことを話す子がいるのですが、何でこの匿名相談にこんなことを話すのかなというような子どももいて、もしかするとそういう子の中には親が話を聞いてくれないのでここに話をしにきているのかなと感じる部分もあるので、そうしたことを直接的に言ってこないから良いととらえてはいないので、やはりそういった子どもの相談も丁寧に行っていく必要があるのではないかなと考えております。

上 田 委 員： わかりました。

竺沙委員長： 他、いかがでしょうか。竹村委員お願いいたします。

竹村副委員長： すいません。先生方がおっしゃられたこととの関係で私もちょっとお聞きしたいんですけども、こういうふうに丁寧に聞いた中で、実はそれが学校の中でちゃんと生身の人に言えたとかいう感じのつながりというのは聞いたことがあったりするんでしょうか。どうでしょうか。

事務局： ありがとうございます。匿名相談にてやりとりをする中で、たとえばじめられて嫌な思いをしているというような相談があつて、それに対して具体的にこんなふうにしたらいいいよとか、先生にもご相談したらどうかなというような問いかけをしていくのですが、そのことについて学校の先生と話をしうまくいったとそこまで報告してくれる子どもは少数ですけどあります。

ただ、皆が匿名相談を現実を活用できているかどうかというところは確認できないところが不足とも感じていますので、もう少しそうした相談のやりとりが継続して、学校においてどんなふうに結果として変わっていったかというところも含めて話ができるといいのかなと思ってご質問を聞かせてもらいました。

竹村副委員長： ありがとうございます。本当に何かそのあたりが、今おっしゃってくださった丁寧に聞く、まずそれは SNS とかこういう相談ですること何か聞いてくれたという感じがあつたときに、本当に困っていることを現実にこの人に相談してみようかなという気持ちになるような段階で、つながるという感じ。何かそれが本当に助けになればいいなというのを感じさせていただきました。

竺沙委員長： 端末の上で相談する良さというのはどういうところにあるんですかね。実際に話すということよりも端末の相談の良さということです。

事務局： やはり顔が見えないというあたりが子どもたちの抵抗感が減らせると私は感じています。匿名相談の中には、スクールカウンセラーには相談しないだろうなという子どもが多く相談に訪れています。

そういった意味ではとてもハードルが低くて、今ちょっと相談してみようと思ったときに気軽に相談するようなシステムであると思いますので、そうした子どもの相談が入ってきたときにやはりその子どもの期待を裏切らないような丁寧な対応が必要ではないかなと思っています。

竺沙委員長： ありがとうございます。他はいかがでしょうか。宮崎委員。

宮崎委員： ちょっと角度の違うお話になるかもしれないんですけど、いじめ防止教育

をされている中で、今その性被害や動画撮られたというようなこともあるので、性教育だったり命の教育という形で、ちょっと広がりつつあるかなと思うんですけど、そういう形での教育指導というのは何かされていることってあるんですか。

事務局：ありがとうございます。本当にその SNS だけじゃなくて、まずは性に関わって大切な自分の人権を守るというところの価値観というのは非常に重要な視点だと思っておりまして、これは小中学校それぞれ発達段階に応じて、また時期もたとえば長期休業期間や卒業前であったり、様々な機会に、それだけではないのですが、やはり人権を守るのだという視点の中でのお話については各学校でもさせてもらっている状況にございます。

宮崎委員：それは学校の先生がされる、外部講師、たとえば今助産師さんが「みんなそれぞれ大事な命だよ」みたいな教え方とかで結構助産師さんされているようなのも多いんですけど、そういう形でされていることもあったりするんですか。

事務局：そうですね、すべての学校というわけではございませんが、助産師さんを招いての命の学習といいますか、しているところと、逆に先生方がそういったことを学ばれてしているケースと両方あるかなと思っております。

宮崎委員：ありがとうございます。

笠沙委員長：端末の相談のところで、質の向上のための取り組みというところ最後課題で書いてらっしゃるんですけど、ここもう少しお話いただいてもよろしいでしょうか。

事務局：質の向上の取り組みについては、取りかかり始めたところという感はないのですが、日々の相談について、気になる相談については、業務委託先の担当者と私とで必ず振り返りを行い、丁寧にやらせてもらっているところではあります。

テキストカウンセリングの良いところだと思っているのが、子どもとのやりとりが文字で残るところです。誰もがそれを振り返って見ることができるというところで非常に機能としては優れているのかなと思うのです。

文字のやりとりが残るので誰もが本当に色々な人視点で分析することができるので、こういったものを活用しながらもより良いものにしていくために

は、逃げずにしっかり直面して、課題と思われるところはしっかり課題としてとらえて、個人的には「うまくいったな」ぐらいで終わってしまうようなことでも、「いや、もっとこういったことがあったんじゃないかな」ということを考える良い機会になるなと思っているので、相談を対応している人間としてはそれを指摘されるのはとても嫌なことかなと思うんですけど、ちゃんと向き合って考えるようなことを相談員も勉強しながら丁寧にやっていくということが大事にはなるのではないかなと考えているところです。

竺沙委員長： ありがとうございます。継続していただければ非常に全体にそういう質が上がってくるかなという感じがするので、ありがとうございます。

はい、松田委員お願いします。

松田委員： 学生とよく LINE でやりとりをするんですけど、やっぱりその LINE のやり取りって良いと思っても、とても誤解されることがあります。スタンプバイも文字で伝わるものってすごく影響が大きいので、深いことを聞きたいと思っても逆に入り込めなかったり、難しいのではと思うんですけど、そのあたりはどうでしょうか。スタンプバイで相談を受けておられる方の資格や年齢構成などはどうなっているのでしょうか。

事務局： はい、ありがとうございます。この対応している専門業者の資格者ですが臨床心理士と公認心理士のダブルライセンスを持っている方が 1 名。それと公認心理士のみの資格を持っている方が 1 名。それ以外の方は無資格の方です。ただ無資格の方もこういったことを専門にやっていきたいと言って今勉強を重ねて行って、資格を取ろうとしている方々であると聞いております。

この専門業者の方々もまだ平均年齢としては 30 代ぐらいの若い人たちなので、まだまだ子どもとのやり取りというところではしっかりやりきれていないという部分を私も感じます。テキストだけのやり取りではどうしても誤解が生じてしまうので、私が一番大切に思うところとしては、会話がかみ合うということです。相手が、その返信のテンポもそうなんですけども、なかなか返事が返ってこないとかというときはもう間違いなくかみ合っていないのです。うまくいっているときというのは気持ちの良いやり取りが感覚的にも行えるので、そうした受け答えを目指して欲しいと思って話をしています。対面カウンセリングに比べるとこのテキストカウンセリングって思った

以上にシビアだなと思っていますので、本当トレーニングが必要な分野ではないかなと感じています。気軽に考えすぎず、もっと慎重にやっていくということが大事ではないかなと思ってます。

竺沙委員長： ありがとうございます。では本日話題になったことに関わっても結構ですし、またそれ以外で委員の皆さんで気になっておられることがありましたら、議事3の意見交流というところでちょっと自由に意見を出していただければと思うんですがいかがでしょうか。上田委員お願いいたします。

上田委員： いじめ問題ですけれども、教育の場であっていじめをとらえたときにその背後にある心理発達、そういうところを解決していくのですが、それと別にいじめという事象そのものを解決することがあると思います。現実にはどちらを重要視するのか、もしくはどういう方針で取り組んでおられるのでしょうか。私、委員になる前から常々思ってるのですが、まず最初にやらなきゃいけないのはいじめという事象そのものを解決することが必要じゃないかなと思ってるんですけども、そこらあたりちょっとどのような方針か教えて欲しいと思います。

松本教育長： その事象の状況にもよりますけれども、保護者等が入って困難なケースは先ほど言っていたように、まず事象解決というところをしっかりとした上でその子どもの特性等にも踏まえてという順序が変わる場合もありますけれど、基本的には両面でアプローチしていかなければならないことだととらえております。

上田委員： このことに限らず、いじめというのは学校だけでなく社会にて起こってるので、学校レベルでなかなか解決が難しいと思ってますが、たとえば昔はセクハラ・パワハラ、それから最近話題になってるスポーツ指導者の暴力行為です。これも昔はそういうこと言わないと仕方がないので言ってたのですが、やはり暴力はいけないということです。まず行動ですね、そういう事象をまず規制することによって変えることができる。もしかしたらその事象のことを先に解決するということがの方が、状況を見ますとそちらの方が正しいのではと思ったりするのですが、そこらあたりはいかがでしょうか。

松本教育長： 先ほども言ったように事象とかその内容等にもよりますけれども、そうは言ってもやはり学校教育の現場でございますので、人権意識であるとかそう

いうところを丁寧に生徒に醸成していく上ではですね、やはり事象だけではなかなかその後の対応というところもありますので、繰り返しの答えになりますけど両面での対応が必要だととらえております。

竺沙委員長： 多分、事象そのものを駄目だっということでも無くすっていうのももちろん大事でしょうけど。やはりそれに向き合うことも大事ですね。だから人間関係を崩してしまうような言動をしてしまうという時に、やはりそういうふうになってしまうのはなぜかっていうことを当事者がしっかり考えていくということが大事なことなので、多分教師が指導していじめをなくしたり、指導していくっていうだけじゃなくて、子どもたちがいじめを解決できる力をやはり身につけてもらいたいし、そのためにはどういうことが起きているかっていうことを子どもたちが認識できないとそういう方向にいかないと思うので、今、おっしゃったことで言えば、その事象を理解してどういうことが起きたかっていうのが理解できてないと、いじめが無くなったとしても、そのことに向き合っていないといけないのだろうということも感じていました。ありがとうございました。他はいかがでしょうか。

上田委員： さきほどのいじめられた方が憶えているのだけど、いじめた方が忘れているということで、そこを考えてそれを突き詰めると果たしてどれだけ有効なのかと思ってますので、ちょっと質問しました。以上です。

竺沙委員長： 他いかがでしょうか。宮崎委員お願いいたします。

宮崎委員： はい、すいません。ちょっと京丹後市さんの今までの取り組みをいつ頃から始められたかっていうのを聞きできればと思っているんですが。同じように専門委員会が設けられている宮津市とか伊根町では、毎年会議がまったく開催されなくて、何か起こったときに初めて専門委員を招集するので、専門委員と呼ばれたけれども何も動きありませんっていうことが弁護士会に報告があって、京丹後市さんは年に2回開催されてますよということを報告したときに、年に1回開催されている他の地域もありますということで、市区町村によって、なぜそんなに動きが違うのかなというところが不思議だったのと、動きがない、まったく何も開催されていない市町村においては、なんとなくいじめに対する感度が違うんじゃないかと。できれば定期的な開催があったほうがいいよねっていうところ思ってたんですが、いつ頃から条

例が制定され、今回の資料にもつけていただいているのですが、平成 26 年より制定されて会議が開催されていたのでしょうか。

事務局： 条例を定めて平成 26 年から、年に 2 回もしくは 3 回の定例会議を開催させてもらっています。年 3 回のときは事例について深く掘り下げるようなこともさせてもらっています。会議の開催については、いじめ事象の有無に関わらず定期的に取り上げて考えていくことが大事ではないかという当時の教育長さんの考えもあり、継続している状況でもあります。本年で 12 年目となっております。

松本教育長： 重大事態のタイミングで会議を開催しても、なかなかそれ以前の段階での難しい側面というところの説明を飛ばしていきなりというのでは、委員の皆さんにもお話ししていただきづらいと感じています。事例としても本年は大きな事象もなかったのですが、昨年度までの事例について委員の皆様にも紹介し、親身になって色々なご指導いただき、保護者の了解も得ながら本人は進路に向かって進んでいきます。このような前向きな方の事例についても紹介しながらやっておりますので、こうした日々の積み重ねが重要だととらえているところでございます。

竺沙委員長： 竹村委員もずっと長く参加されてますよね。教育長さんのお考え次第で開催の頻度だったりとかが変わってくるものなんですか。

学校教育課長： それぞれの自治体の目的によって違いますので、それぞれの自治体がこのいじめ問題とか専門委員会をどういう役割として考えているかによって変わってくるということです。

竺沙委員長： 竹村委員もずっと長く京丹後市は本当に丁寧にやっておられますので、こういう関係作ることでは何かがあったときにはすぐ密度の濃い議論ができるための集まりでもあるかなと。全然知らない人間が、いきなり重大事態があって集まってと言ってもなかなかお互いに議論しにくいところがあると思いますが、やはりこういうふうに定期的に集まっていてお互いにどういうことを考えているかわかった上で議論していけば、何かあったときには非常にいい議論になっていくんじゃないかなということもこの委員会の役割としてあると思います。

またいじめについては理解をお互い深め合うということにもなっていると

思うんですけど。竹村委員もずっと参加されていて何か感じておられること
だったらご紹介いただいてもいいでしょうか。

竹村副委員長： 今委員長がおっしゃったんですけど、日常の行為、こういうことが起こって
こういうふうにしたなんていうのをやっぱりつないで、みんなで伝え合う。
これってやっぱり人が人を理解したり自分を理解したり、人の中で自己表現
する。本当に聞くことを語ることを重ねることでやっとその方針が見えてき
たり、それから何をしたら役に立つのかというのがこういうのを重ねること
で立ち上がってくるというんですかね。それがまた工夫の一端につながって
いくので、私も参加させていただいてこれは力だなと感じます。やはり
大事にさせていただくこの機会はとくに今の社会で本当に大切です。自分も理
解できますし相手を理解できますし、そして表現することでさらにつながっ
ていくと思うのです。それが繰り返されているんじゃないかなと感じていま
す。

竺沙委員長： ありがとうございます。おそらくそういうことが学校の中でも自然に起
こっていくことが、いじめの問題っていうことを私たちがしっかり取り組む
ことにつながると思うので、それをこの委員会の場でもやってるということ
だと私自身も理解をしているところです。

すいません、大分もう終了時間が近づいてきて、時間が迫って参りました
ので、まだまだテーマもあったかと思えますけれども、また次のところで話
し合いができたらと思います。

本日も貴重なご意見をたくさんいただきましてありがとうございます。
事務局の方にお返ししたいと思います。

学校教育課長： はい、ありがとうございます。今後の予定について事務局の方から説明さ
せてもらいます。

事務局： 4月より令和8年度となりますが、委員の皆様の任期につきましては令和
8年9月4日までが第6期ということになっております。4月以降皆様の方
に委嘱のご依頼をさせていただくようになるかと思えますので、ご承知おき
をお願いしたいと思います。引き続きご無理のない範囲で大丈夫ですので、
委員をお引き受けいただけますと幸いに思います。よろしくお願いいたします。

なお、次回の委員会につきましては任期の更新時期を迎えます9月頃を予定させていただきたいと考えております。スケジュールにつきまして事務局からの説明は以上でございます。

学校教育課長： それでは、委員の先生方、本日は大変長時間にわたり慎重にご審議いただきまして誠にありがとうございました。本日のご意見を踏まえまして、さらなる学校の支援につなげていきたいと考えております。それではこれをもって本日の会議は散会とさせていただきます。

ありがとうございました。